

くちくまのコミュニティバス広告取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、上富田町有料広告掲載要綱に基づき、くちくまのコミュニティバスへの広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の素材)

第2条 広告はラッピング・フィルムにより作成し、それを車体に貼り付けることにより、掲載する。

(規格等)

第3条 くちくまのコミュニティバスへの広告の掲載位置、規格、掲載料は、別表第1に定めるとおりとする。

2 デマンド型コミュニティバスへの広告の掲載位置、規格、掲載料は、別表第2に定めるとおりとする。

3 広告枠数は、車両デザインを考慮し、町長が決定する。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載は1箇月を単位とし、掲載期間は1箇月以上12箇月以内とする。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

2 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。ただし、月の初日又は末日が上富田町の休日を定める条例（平成2年上富田町条例第11号）第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、町の休日の翌日を掲載の開始日又は終了日とみなす。

3 広告掲載期間内に、車両の修理等により運行を停止した場合であっても、掲載期間の延長等は、行わないものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 掲載希望者は、町長が定める日までに、上富田町有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告原稿案等を添えて町長に申し込まなければならない。

2 広告の申し込みは、1箇月につき1広告とするが、町長が認める場合はこの限りではない。

(広告原稿の提出)

第6条 前条に規定する上富田町有料広告掲載申込書（様式第1号）に添付する広告の原稿は、フロッピーディスク又はCD-R等に記録して提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前項により広告掲載の可否を決定したときは、掲載希望者に対し、上富田町有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載料は、掲載の決定後、20日以内に全額納入しなければならない。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

(費用負担等)

第9条 町営バスへの掲載及び撤去費用は、広告掲載者が負担するものとする。

2 広告物の貼付け及び撤去作業等により、くちくまのコミュニティバスの車体塗装に剥

離等が生じた場合は、広告掲載者が原状に復するものとする。

附 則

この基準は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 4 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この基準の施行の日以後に掲載する広告に係る掲載料について適用し、同日前に掲載する広告に係る掲載料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この基準の施行の日以後に掲載する広告に係る掲載料について適用し、同日前に掲載する広告に係る掲載料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この基準の施行の日以後に掲載する広告に係る掲載料について適用し、同日前に掲載する広告に係る掲載料については、なお従前の例による。

別表第 1 （第 3 条関係）

掲載位置	規格	掲載料
窓用車内ステッカー	縦 10cm×横 30cm 以内	2 2 0 円／月 2 , 2 0 0 円／年
バス車体（後部）	縦 25cm×横 60cm 以内	6 6 0 円／月 6 , 6 0 0 円／年
バス車体 （側面・歩道側）	縦 25cm×横 60cm 以内	4 4 0 円／月 4 , 4 0 0 円／年
バス車体 （側面・車道側）	縦 55cm×横 35cm 以内	4 4 0 円／月 4 , 4 0 0 円／年

別表第 2 (第 3 条関係)

掲載位置	規格	掲載料
バス車体(後部)	縦 21cm×横 30cm 以内	1, 6 5 0 円／月 1 6, 5 0 0 円／年
バス車体① (側面・歩道側)	縦 42cm×横 30cm 以内	2, 2 0 0 円／月 2 2, 0 0 0 円／年
バス車体② (側面・車道側)	縦 21cm×横 60cm 以内	2, 2 0 0 円／月 2 2, 0 0 0 円／年
バス車体③ (側面・車道側)	縦 42cm×横 30cm 以内	2, 2 0 0 円／月 2 2, 0 0 0 円／年